



令和8年度

香美町職員

採用説明会

令和8年5月17日（日）14時～



開会

01. 町長からのメッセージ
02. 香美町の概要、各課の業務内容
03. 採用試験の概要
04. 先輩職員からのエール
05. 質疑応答

閉会



▲職員採用専用サイト



▲アンケート



香美町役場で、働こう。

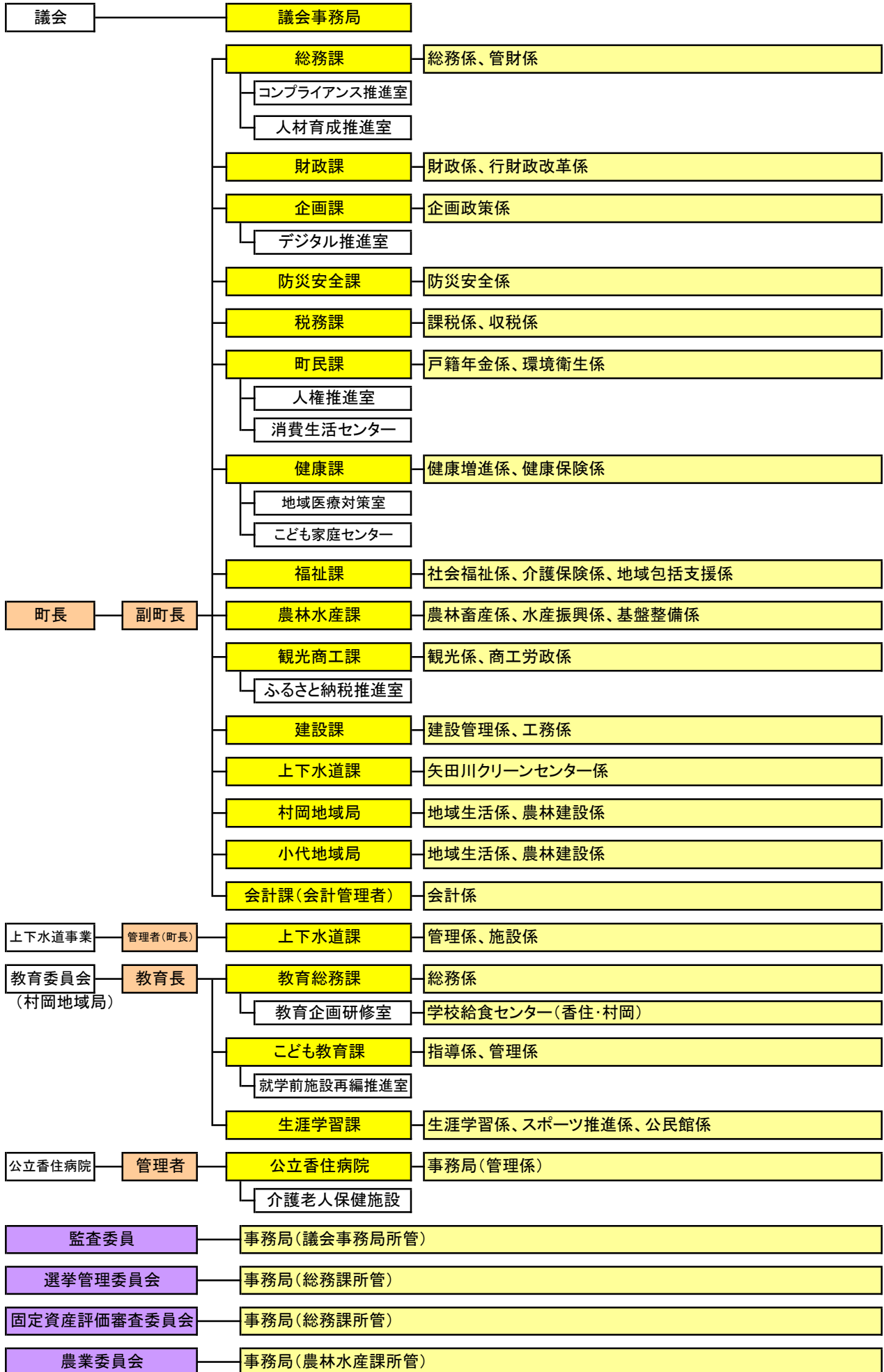
COME WORK WITH US AT KAMI TOWN HOLL

キャストの略歴

- ◆上治 遼哉 主査・一般事務職
-
- 平成30年度 香美町採用、健康課配属
令和2年度 兎塚・川会歯科診療所
令和4年度 小代区地域連携センター
令和5年度 税務課
令和7年度 総務課付・芸術文化観光専門職大学研修派遣
現在に至る
- ◆古岡 麻衣 主査・一般事務職（社会人経験者）
-
- 令和3年度 香美町採用、企画課配属
令和6年度 福祉課、現在に至る
- ◆駒居 茉侑 幼稚園教諭
-
- 平成25年度 香美町採用、香住幼稚園配属
平成26年度 柴山保育所
平成30年度 柴山幼稚園
令和4年度 小代認定こども園
令和8年度 香住幼稚園、現在に至る
- ◆橋本 郁哉 技師・土木職
-
- 令和6年度 香美町採用、上下水道課配属、現在に至る
- ◆金子 住香 保健師
-
- 令和6年度 香美町採用、健康課配属、現在に至る
- ◆山邊 力斗 主事・一般事務職
-
- 令和7年度 香美町採用、町民課配属、現在に至る



香美町の行政組織機構図（令和8年4月1日現在）



保育所、幼稚園、小・中学校、診療所、福祉施設、文化施設、老人保健施設等は表記していないが、それぞれ担当の課等で所管することとする。

本庁の業務

課名	係名	主な業務内容等
議会事務局		条例、規則、規程の制定、改廃、請願、陳情、決議、意見書、本会議、全員協議会、委員会、議会の選挙、会議録・決議録調製保管、傍聴、公聴会など
総務課	総務係	条例、規則、規程、公告式、議会の招集、議案、秘書、選挙事務、連合自治会、文書收受配布、発送、儀式、表彰、情報公開、委員会・審議会、協議会の委員の任免、職員任免、配置、職員の給与、勤務時間、特別職報酬等審議会など
	管財係	町有財産取得、管理、処分、物品購入・処分、財産区、土地賃借、入札参加資格、庁舎内の維持管理など
	コンプライアンス推進室	職員の公正な職務の執行の確保、不当要求行為等対策、公益通報者保護制度、分限懲戒など
	人材育成推進室	職員の採用、研修、人事評価、人材育成基本方針など
財政課	財政係	財政運営、予算編成・執行管理、地方交付税、起債、地方財政状況調査、財政健全化、新地方公会計制度など
	行財政改革係	行財政改革、事務事業評価など
企画課	企画政策係	町政の総合企画及び調整、基本構想策定、まちづくり計画、過疎地域持続発展計画、辺地総合整備計画、行政評価、広域市町村圏計画、地域自治区及び地域協議会、行政懇談会、まちづくり団体、若者交流、国際交流、公聴、広報、行政放送、行政相談、移住定住対策、姉妹都市交流、国内交流、土地利用、交通政策、集会所の設置支援、広域行政、新エネルギー対策、町勢要覧、基幹統計調査、大学との連携推進など
	デジタル推進室	自治体DX計画、情報デジタル化の推進、情報通信及び放送施設の整備、ホームページ、基幹系電算システムの運用管理、情報系電算システムの運用管理、電算システムネットワークの運用管理、行政事務電算の開発、自治体DXの推進など
防災安全課	防災安全係	危機管理、消防事務及び消防団、防災及び水防、自主防災組織の育成、山岳遭難対策、交通安全対策、防犯及び生活安全推進、国民保護など
税務課	課税係	町県民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、国民健康保険税の賦課、原付、軽二輪及び農耕用車等の標識交付、異動申告受付、土地・家屋及び償却資産の評価及び証明、土地台帳、家屋台帳の管理、減免申請など
	収税係	町税の徴収、滞納処分、滞納整理、納税相談、納税証明など
町民課	戸籍年金係	戸籍、住民登録・住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録及び証明、町民に関する諸証明、国民年金、火葬及び埋葬許可、霊柩車の使用申込み、船員法事務、市町交通災害共済、マイナンバーカードなど
	環境衛生係	ごみの収集及び運搬、ごみの減量化、ごみ指定袋及びごみシール、漂着物、環境保全及び公害、犬の登録及び狂犬病予防対策、斎場、地球温暖化など
	人権推進室	人権推進、人権啓発及び相談、人権擁護委員、男女共同参画など
	消費生活センター	消費生活相談、消費者行政に関すること
健康課	健康増進係	子育て世代包括支援センター業務、母子保健、予防接種、食育推進、健康増進、健康診査、保健指導、がん検診、歯科保健、フレイル予防、地域保健、献血、感染予防、こころの健康づくりなど
	健康保険係	国民健康保険事業運営、国民健康保険給付、後期高齢者医療、福祉医療（高齢期移行者医療、重度障害者医療、高齢重度障害者医療、乳幼児等医療、こども医療、母子家庭等医療）、国民健康保険直営診療所（佐津診療所、兎塚診療所、川会診療所、小代診療所、兎塚歯科診療所、川会歯科診療所）など
	地域医療対策室	地域医療体制整備、医師招へいなど
	こども家庭センター	母子保健、母子父子支援、要保護児童対策、児童虐待、DV相談など

課名	係名	主な業務内容等
福祉課	社会福祉係	社会福祉、各種援護、生活保護、障害者福祉、災害弔慰金及び見舞金、民生委員児童委員、日本赤十字社、高齢者福祉計画、児童手当、児童虐待、障害者及びひきこもりの就労サポート、地域福祉・高齢者福祉施設管理運営、高齢者福祉サービス、老人クラブ、母子福祉など
	介護保険係	介護保険事業計画、介護保険給付、介護保険料（第1号被保険者）賦課、介護認定審査会、要介護認定訪問調査、介護保険事業所の指定、介護職員確保対策など
	地域包括支援係	地域包括ケア体制、介護予防事業、介護予防事業のマネジメント、ケアマネージャーへの支援、老人保護措置、高齢者福祉施設入所、認知症対策、避難行動要援護者名簿の整備など
農林水産課	農林畜産係	農業振興及び指導、農業経営基盤強化促進、農業振興地域整備、認定農業者の確保、水稻の生産調整及び転作、農地の保全、農用地利用増進、農業共済事業連絡調整、農業委員会、林業振興及び指導、森林整備計画、有害鳥獣駆除、森林保護、森林病害虫予防及び駆除、治山事業、公有林造林及び管理、畜産業振興及び指導、堆肥センター及び有機センター、和牛振興など
	水産振興係	漁業及び水産加工業の振興及び指導、漁業経営構造改善事業、内水面漁業、水産増養殖、水産物流通、魚類残さい等処理場、町立地方卸売市場管理及び運営、観光漁業など
	基盤整備係	農業生産基盤及び農村環境基盤整備、農業用施設及び農村環境施設設計、管理、農地及び農業用施設災害復旧事業、地籍調査、林道等災害復旧事業、土地改良事業など
観光商工課	観光係	シティプロモーション、観光振興及び指導、観光資源開発、観光の広報・宣伝、観光施設管理運営、国立・国定等自然公園、ジオパーク、泉源管理、イベント開催、道の駅整備、インバウンド推進など
	商工労政係	商工業振興及び指導、中小企業金融、企業誘致、新産業創造、労働及び雇用対策、季節労務、シルバー人材センターなど
	ふるさと納税推進室	ふるさと納税の推進、特産品の開発及び宣伝など
建設課	建設管理係	道路・河川、橋梁の管理・漁港その他土木事務、除雪、急傾斜、地すべり、砂防事業、町営住宅建設維持管理、都市計画の基本調査及び計画、土地区画整理事業、屋外広告物、町道等用地取得、物件等補償、嘱託登記、法定外公共物管理、建築確認申請、都市計画事業、老朽危険空家除却・住宅耐震化・土砂災害警戒区域に係る住宅改修及び移転に係る補助など
	工務係	道路、河川、橋梁、漁港その他土木事業、交通安全施設整備、公共土木施設の災害復旧事業など
上下水道課	管理係	上下水道工事店指定、上下水道使用料賦課・収納及び減免、水道メーターの検針、下水道接続促進、宅内水洗化融資制度、雨水貯留・浸透施設設置補助、受益者負担金分担金の賦課・収納など
	施設係	上下水道施設の整備、上下水道施設維持管理、給排水工事審査・検査、水道水水質検査など
	矢田川クリーンセンター係	し尿浄化槽の清掃事業、清掃業の許可、し尿の収集運搬処理
会計課	会計係	税金、使用料等公金の収納、現金及び有価証券の出納保管、現金及び財産記録管理、支出負担行為確認、支出決定書の審査、決算の調整、源泉徴収など
生涯学習課（香住区中央公民館内）	香住区生涯学習センター	文化財の管理保全、文化芸術事業、天文館の運営、文化会館の管理、香住区の生涯学習・社会教育関係事業、青少年育成、人権教育など
	香住B&G海洋センター	体育館・プール等の管理、スポーツ教室・大会、競技等レベルアップ事業、スポーツ推進員・スポーツ協会の運営、スポーツクラブ21の支援など
	香住区中央公民館	公民館事業、講座、文化ホール事業、文化芸術の振興・支援、図書事業、ふるさと教育、施設管理、地区公民館の運営調整など
選挙管理委員会事務局	総務課総務係	選挙管理委員会業務
監査委員会事務局	議会事務局	監査業務
固定資産評価審査委員会事務局	総務課総務係	固定資産評価審査業務
農業委員会事務局	農林水産課農政係	農業委員会業務

村岡地域局の業務

課名	係名	主な業務内容等
企画課	デジタル推進室	自治体D X、電算システムの管理・運営、行政事務電算開発、ホームページなど
村岡地域局	地域生活係	総務課、企画課、防災安全課、税務課、町民課、健康課、福祉課及び会計課の所管に属するもので、地域の住民に関連する事項に関すること。
	農林建設係	農林水産課、観光商工課、建設課及び上下水道課の所管に属するもので、地域の住民に関連する事項に関すること。
教育総務課	総務係	教育委員会会議、予算、人事服務、規則の改廃・公告式、表彰叙勲、文章管理、スクールバス、学校（園）教育施設整備・計画、学校関係施設の建築、用地財産管理、施設台帳、学校（園）施設管理、調査統計など
	教育企画研修室	教育振興基本計画、教育委員会の点検・評価、教育環境調査、教育の重点、ふるさと教育総括、高校支援・大学との連携、教職員研修、食育推進、学校給食センター総括、ふるさと給食推進、町民運動推進、A L T、コンピュータ整備・I C T活用など
こども教育課	指導係	学校（幼稚園を含む）教育、学校園所運営への指導・助言、教科書、各種教育事業、特別支援学級の運営・指導、就学に係る指導、幼児教育・保育に係る指導・助言、教育課題対応など
	管理係	学校運営費・経理、学校保健、教材教具・教材備品等の整備、学齢簿の編成・保管、就学手続・就学支援、公立保育所・認定こども園の運営・管理、私立保育園経営支援、保育認定・保育料、就園（所）手続など
	就学前施設再編推進室	就学前施設の統合・廃止（閉園）、保育所（園）の認定こども園への移行に関する事務
生涯学習課（村岡区中央公民館）	生涯学習係	社会教育・生涯学習・文化芸術の企画立案と推進、ふるさと教育、青少年育成、人権教育、図書事業、読書推進、コミュニティ・スクール、青い鳥学級、文化団体の育成、二十歳の集い、PTA、施設の管理運営、備品管理など
	スポーツ振興係	社会体育施設の管理運営・整備計画、スポーツの企画立案と推進、スポーツレベルの向上、ワールドマスターズゲームズの開催、スポーツツーリズムなど
	公民館係	公民館事業の企画・総括・推進、高齢者教育・ふるさと教育の推進、公民館事業・職員の研修など
	村岡区中央公民館	公民館事業、講座、文化芸術の推進・支援、図書事業、ふるさと教育、施設管理、社会教育事業、地区公民館の運営調整など

小代地域局の業務

課名	係名	主な業務内容等
小代地域局	地域生活係	総務課、企画課、防災安全課、税務課、町民課、健康課、福祉課及び会計課の所管に属するもので、地域の住民に関連する事項に関すること。
	農林建設係	農林水産課、観光商工課、建設課及び上下水道課の所管に属するもので、地域の住民に関連する事項に関すること。
生涯学習課（小代区地域連携センター）	小代区地域連携センター	学校地域の連携事業の推進、PTCA活動・文化団体の支援、小代区の生涯学習・社会教育関係事業、青少年育成、人権教育など
	小代地区公民館	地区公民館事業・講座、地区関係諸事業の業務、図書業務、施設の管理・運営など

第157回香美町議会

令和8年度に臨む
町政の基本的な考え方

令和8年2月25日

香美町長 浜上 勇 人

はじめに

第157回香美町議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお喜び申し上げますとともに、日ごろのご精励に対し深く敬意を表し、町行政の推進に対し格別のご指導とご協力に心から厚くお礼申し上げます。

本日、「令和8年度に臨む町政の基本的な考え方」を申し上げ、議員各位並びに町民のみなさまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和8年1月6日に島根県東部を震源とするマグニチュード6.4の地震が発生しました。幸いにも本町では地震による被害はなかったものの、災害に対する備えの必要性を再認識させられたところです。

また、この冬は兵庫県北部などに日本海寒帯気団収束帯（JPCZ）が発生するなど大雪に見舞われ、JRの計画運休など日常生活にも影響を及ぼしました。

令和8年度は、第3次香美町総合計画や第3期香美町総合戦略の初年度となります。『みんながいきいき、笑顔あふれるまち 香美町』を目指しまちづくりを進めてまいりますので、みなさまのご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

国内外の情勢について

近年、世界情勢は地政学的な高まりや経済の不安定化など大きく変動しており、見通しのたたない危機に直面しています。国際秩序は、米中対立の激化や長期化するウクライナ危機、悪化する中東情勢等により大きく揺らいでいます。こうした中、米国が打ち出している関税政策は自由貿易体制に深刻な影響を及ぼしかねません。また、地球規模での温暖化進行等による異常気象の発生が増加しており、その対応が求められているところです。

国内に目を向けますと、世界情勢の影響を受けて経済の低迷が続いています。こうした状況にあって、物価高騰に対する経済対策、加速化する人口減少や少子高齢化に対する各種対策、災害対策や国土強靱化といった人々の安定した生活や安全、安心を守るための施策が、国において次々と打ち出されています。

今後は、社会基盤としての役割を担うデジタル分野の拡大により、さまざまな社会課題の解決や軽減に向けた効果も期待されるところです。

本町の予算、財政状況について

本町の令和8年度当初予算における一般会計、特別会計及び企業会計の総額は、267億8,804万4千円（前年度比較で2.5%減）となり、そのうち一般会計は、162億2,900万円（前年度比較で3.4%減）で、合併以降4番目に大きな予算規模となります。

財政状況につきましては、直近の令和6年度決算に基づく実質公債費比率は11.4%、将来負担比率は17.6%であり、令和7年度末の財政調整基金残高は約36億円、地方債残高は約173億3千万円となる見込みです。

また、本町の歳入面で大きな役割を果たしています普通交付税につきましては、令和7年国勢調査の人口が減少した影響などにより、減額が見込まれるなど、一般財源の確保は引き続き厳しい状況が予想されます。

一方で歳出面におきましては、物価高騰に加えて、特別会計、企業会計への繰出金や人件費の増加などにより、歳入に見合った歳出が見込めていない状況であるなど、本町財政は決して楽観できる状況ではありません。

しかし、令和4年度から取組を強化しています「ふるさとづくり寄附金」により運用する「ふるさとづくり基金」をはじめ、各種基金を活用するなど、将来にわたる持続可能な財政運営に最大限努めてまいります。

町政運営の基本的な考え方について

令和8年度は、まちづくりの基本的指針であります「第3次香美町総合計画前期基本計画（令和8年度から令和12年度）」の初年度となります。新たな計画の着実な実践に向け、まちの将来像である『みんながいきいき、笑顔あふれるまち 香美町』の実現に向けた施策展開を図ることを基本にし、財政規律を遵守しつつ、町民のみなさまの暮らしの質を高めることを目標に町政運営に取り組んでまいります。

具体的には、「これまでの政策を活かし、新たな一步を刻む」をコンセプトとし、各施策に取り組むこととしております。

それでは次に、令和8年度に取り組む主な施策について、ご説明いたします。

活力あるまちづくり（地域経済）

1. 観光・交流

（観光産業人材の育成支援）

人口減少下において、交流人口の確保は地域経済を支える重要な要素となります。本町が有する海・山・高原の自然、食、文化といった地域資源を最大限に活かすため、また観光ニーズの多様化に対応する体験、滞在、周遊を軸に地域の価値を高める必要があります。

そのために、地域の魅力発信を行う観光協会などのイベント支援を行うとともに、SNSやメディアを通じた情報発信や、関西圏を中心にイベント出展により交流人口の増加を図ってまいります。

また、麒麟のまち観光局や山陰海岸ジオパーク推進協議会、但馬観光協議会など、広域連携事業において観光人材の育成、観光DXなどの取り組みを進めてまいります。

（シティプロモーションの推進）

本町を訪れる多くの観光客に快適で安全に過ごしてもらうため、観光施設の整備を行います。令和8年度は南部健康高原専用水道のクリプトスポリジウム対策工事を実施し、尼崎市立美方高原自然の家やコテージ村の施設利用者への安全対策を実施します。

また、令和7年度に着手しました小代区の地域活性センター整備工事は、地域の新たな交流拠点として、令和8年11月の完成を目指し整備を進めています。

さらに、多くのスキー客等が利用する「ハチ北温泉湯治の郷給湯設備改修工事」、「小代駐車場舗装修繕・区画線設置工事」を行います。

2. 商工業

（多様な担い手等の育成・確保）

複数の仕事を組み合わせた新たな働き方（マルチワーク）による安定雇用を創出し、移住による地域づくり人材を確保する「香美町地域づくり事業協同組合」の活動を支援し、引き続き地域経済の維持と振興、地域の担い手育成に努めます。

（商工業の経営安定・活性化の促進）

地域の人材、資源、資金を活用して、雇用吸収力の高い地域密着型企業を立ち上げる、ローカル10,000プロジェクトに取り組む町内事業者を引き続き支援します。

また、商工業振興のため商工会と連携し、事業者の商品開発や大阪駅周辺での特産品イベントを実施するなど販路拡大に向けた取り組みや、町内起業を目指す方への支援を行ってまいります。

さらに、人材確保のため、特定技能制度や技能修得を目的とする技能実習生等の外国人を受け入れる事業者の外国人受入費用補助による負担軽減を図ります。

ふるさと納税につきましては、令和8年度で寄附額14億円突破を目指し、事業者との連携強化、新規参入の促進、魅力的な返礼品の開発や品目の拡充、関東圏をターゲットにしたPR体制の更なる充実等を推進します。

なお、寄附者の「香美町を応援したい」という思いを大切にし、町への寄附を継続的に行っていただくため、返礼品や同梱パンフレット等を通じた町の魅力発信を積極的に行っていきます。

さらに、ふるさと納税を通じて地域活性化を図り、町内事業者の売上向上、町の財源確保に繋がります。

3. 農林業

(農業の振興)

国内トップクラスの食用米を生産する町として、「香美町おいしいお米コンテスト」を開催し、生産者の栽培意欲と品質の向上を図っています。併せて町内産の農作物のPR活動を展開し、ブランド化、高付加価値化を推進することにより、生産者の経営基盤の安定を図ります。

また、本町は県下の「二十世紀梨」の産地であることから「香住なしの学校」の開設により、研修生を受け入れ新たな担い手の育成を図っています。

さらに、農業生産基盤の確保のため中心的担い手や認定農業者の育成、農業法人の設立及び必要な農業用機械器具の導入に対する支援を引き続き行うとともに、新規就農者の育成・定着に向け、初期投資や経営安定を図るための費用に対し支援を行います。

(畜産業の振興)

「但馬牛の原産地」としての伝統を守り継承していくため、優良系統の維持と繁殖雌牛の増頭を推進し生産規模の拡大による畜産農家の経営安定化を図ります。

また、世界農業遺産「人と牛が共生する美方地域の伝統的但馬牛飼育システム」を次世代に継承していくための保全事業を促進し、地域の関係者と連携しながら農畜産物の高付加価値化と地域活性化に取り組むとともに、地域内外への情報発信の充実を図ります。

(林業の振興)

森林資源の適切な管理や有効活用のため、国県等と協力して各種事業を展開します。また、森林環境譲与税を活用した条件不利地間伐推進事業、環境保全型森林整備事業等に継続して取り組みます。

(野生鳥獣被害防止対策の推進)

野生鳥獣被害防止対策では、猟友会と協力して捕獲体制の強化を図ります。

また、有害鳥獣被害防止柵や捕獲用具取得などの経費を支援し、野生鳥獣による被害の軽減に努めます。

4. 漁業・水産加工業

(漁業・水産加工業の振興)

「香美町の水産を考える会」による漁業・水産加工業全体のあり方の検討を引き続き行うとともに、荷捌き所の利用方法、衛生管理の基本方針の検討も行ってまいります。

また、「香美町魚食の普及の促進に関する条例」に基づき、魚食普及活動への支援を継続して行い、地域の水産物の消費拡大と地域経済の活性化を図ります。

安全で災害に強いまちづくり（生活安全）

1. 防災

(消防防災・地域防災の推進)

大規模災害時における救援、救護、復旧活動の拠点として、香美町地域防災拠点「防災センター」が完成し、令和8年1月17日から使用を開始しました。

災害対応時に迅速に活用できるよう、備蓄する物資や資機材の品目・数量等の点検・見直しを含め、日頃からの適切な維持管理に努めます。

また、災害発生時の受援・応援体制を確立するため、兵庫県下統一の被災者生活再建支援システム（家屋被害認定調査）の整備を行います。

消防防災では、消防活動の円滑な運営を図るため、老朽化等に伴う消火栓の更新や防火水槽の修繕等を継続して行い、消防施設の適正な管理に努めます。

(自然災害対策の推進)

土砂災害の防止、がけ地の隣接地に居住する町民の生命と財産を守るため、県と急傾斜地崩壊対策事業に取り組むとともに、集中豪雨や台風等による被害を防ぐため、町管理河川の浚渫・改修工事等を実施します。

また、令和5年の台風7号で浸水被害があった油良・間室地内の治水対策について、事業主体である県と連携・協力しながら引き続き実施します。

2. 交通安全・防犯

(防犯力の強化)

防犯対策として、自治会等が行う防犯カメラ設置事業及びLED防犯灯整備事業について、更新・修繕を含め、引き続き助成制度による支援を行います。

3. 消費生活

(安全安心な消費生活の推進)

消費者勧誘の巧妙化及び複雑化、さらにSNSを利用した契約に関するトラブルや悪質商法等の被害を訴える相談が増加しています。

このことから、美方警察署、但馬消費生活センター等の関係機関と連携し、町民のみなさまが安全で安心して暮らせるよう引き続き被害防止に向けた取組を推進します。

また、電話による高齢者に対する特殊詐欺事件が年々増加していることから、これらを未然に防止するため、令和8年度も継続して自動通話録音機能付き電話等の購入に対して補助を行います。

安心な医療・福祉、健康長寿のまちづくり (健康・福祉)

1. 健康・医療

(健康づくりの推進)

町民が自分らしく健やかに暮らせる「健康長寿」の実現を目指し、第3次香美町健康増進計画及び第3次香美町食育推進計画に基づき、引き続き健康づくり事業を進めます。

また、季節性インフルエンザ予防接種をはじめ、高齢者新型コロナワクチン接種及び高齢者帯状疱疹予防接種など各種予防接種に係る費用の一部助成による負担軽減の継続と特定健康診査及びがん検診などの受診促進を図り、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(医療環境の充実、公立香住病院)

令和8年度は、県からの派遣医師3名の他、総合診療専門研修医師1名を1年間受け入れし、常勤医師は1名増の8名、非常勤医師は4名で、合計12名の医師体制となります。

今後においても、町民のみなさまに信頼され、安全で安心できる質の高い医療を提供していくため、引き続き医師及び医療技術者の確保に全力で取り組むとともに、病院経営の効率化に努め、将来にわたり持続可能な病院経営を目指します。

（生涯を通じた食育の推進）

令和7年度に実施した「高校生の食生活実態アンケート調査」の結果に基づき、食に関する知識や技能を身につけて食生活の自立ができるよう食育への取組を進めます。また、地産地消や郷土料理の普及などの食育活動を進める方の育成支援を引き続き行います。

2. 福祉

（高齢者福祉の充実）

第3次香美町総合計画に基づき、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」を目指し、「第10期香美町高齢者福祉計画・香美町介護保険事業計画」を策定し、「地域包括ケアシステムの拡充」、「介護予防事業」、「在宅医療・介護連携事業」等の施策の強化及び充実について取り組むほか、令和9年度から令和11年度までの期間における香美町の第1号被保険者の方が納付すべき介護保険料額の改正を行います。

（障害者福祉の充実）

障害者福祉におきましても高齢者福祉と同様に第3次香美町総合計画に基づき、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」を目指し「第4期香美町障害者福祉計画」を修正し、障害者福祉サービスや相談支援体制の充実など、自立支援や社会参加への環境づくり等の施策の強化について取り組みます。

また、課題となっています障害者グループホーム等の指定管理施設の老朽化対策として、令和9年度から予定しています「障害者グループホーム」の移転工事等に向けた事務について、関係課と連携し着手いたします。

チャレンジする子どもを育むまちづくり（子育て・教育・学習）

1. 子ども・子育て

（妊娠・出産・育児に対する環境及び支援の充実）

令和7年度から「妊婦等包括相談支援事業」と「妊婦のための支援給付」と併せて実施しており、妊婦及びその家族に対し妊娠期から情報提供や相談を行うことにより必要時に相談しやすい関係づくりに引き続き努めます。

令和8年度から妊婦健診費助成事業の上限額を撤廃し、妊婦健診費の全額助成を実施します。また、妊産婦健診又は出産、不妊治療にかかる医療施設等までの交通費を助成する「出産・健診安心アクセス支援事業」を新たに実施し、経済的支援の拡充を行うことで、安心して子育てができる環境づくりを進め、本町で子育てをしたいと思えるような子育て支援の充実を図ります。

また、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、切れ目ない包括的で継続的な支援を実施することも家庭センターを設置します。

さらに、治療や入院のために子どもを遠方の医療機関に通院する際に要した交通費の一部を引き続き助成することにより、子どもにとって必要な治療を受けられる機会を確保するとともに、保護者の経済的負担軽減を図ります。

（子育てに関するサービスの充実）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境の整備を図るため、生後6か月から満3歳未満の保育施設を利用していないこどもを対象に「こども誰でも通園制度」が開始されます。本町でも、令和8年度から乳児等通園支援事業に取り組みます。

また、香住区及び村岡区の就学前施設について、認定こども園の開設に向けた施設整備等を進める民間保育所を支援します。町でも香住区公立認定こども園整備に向け、設計業務に着手します。

さらに、町内の「特別支援学校」の通学において、医療的ケアの必要性からスクールバスが利用できない「医療的ケア児」に対して、通学支援事業を実施することで、子育て家庭の支援を強化します。

その他、児童福祉法に基づき、療養の必要な18歳未満の子どもに提供される児童相談支援・児童発達支援サービスに係る経費を障害児通園施設に支援することで、子育て環境の向上を図ります。

2. 学校教育

（確かな学力の育成）

令和8年度は、現行の第2期香美町教育振興基本計画に基づく教育実践の総仕上げに取り組むとともに、今後5年間の教育の方向を示す第3期香美町教育振興基本計画の策定を進めます。

また、学校再編につきましては、香住区において1次再編、2次再編を経て、令和8年4月に香住小学校・香住幼稚園の1校1園の体制となります。今後は、村岡区の小学校再編に向けた検討を進めます。

施設整備については、香住第一中学校体育館の空調整備を行い、教育環境の向上と災害時の避難所としての機能強化を図ります。また、村岡小学校、香住第一中学校の特別教室に空調設備を整備するとともに、香住小学校体育館への空調整備に向けた設計を行います。

（部活動地域展開の推進）

中学校部活動の地域展開を進めるため、外部指導者認定制度や地域クラブ認定制度を整備し、指導者や地域クラブを募集するとともに、地域展開の実施に向けたモデル事業の準備を進めてまいります。

3. 生涯学習

(生涯学習の推進)

多くの町民が向上心を抱き、学び続け、交流の和を広げていただくため、ニーズや時代に応じた講座、技術の取得や教養を深める講座を開設するとともに講座作品の展示を行い創作意欲の向上を図ります。

(図書事業の推進)

3つの町民運動である「読書」を推進するため、村岡区、小代区と同様、引き続き香住区においても移動図書館車の試験運行を行い、利便性の向上に努めます。

また、読書時間が子どもの学力向上に相関するという調査結果から、幼少期からの読書の習慣づけや、文章を読む力を身につけるため、学校図書室の整理や推奨本リストの掲示を行うほか、ボランティアの育成を行うとともに、公民館図書室の蔵書を充実します。

4. スポーツ

(スポーツの推進)

運動能力の向上と、様々なスポーツに親しみ、継続して楽しめる環境づくりを進めます。

その一環として、スポーツ指導者が資格取得等に必要となる費用を補助し、指導力の向上と人材育成を図ります。

また、競技力向上に向け、一流アスリートの招聘や、日本体育大学との連携協定によるスポーツ講習会を開催し、国内外で活躍できる選手の育成を目指すとともに、町民のスポーツ活動の推進と健康づくりに取り組みます。

施設整備では、香住B&G海洋センターのプール施設改修工事を行います。また、村岡小学校体育館にボルダリング施設を設置し、アーバンスポーツの推進と運動能力の向上を図ります。

さらに、令和8年度に開催される全国高等学校総合体育大会登山競技を支援するとともに、令和9年度に開催決定し、世界選手権の併催、香住区におけるスプリント競技の追加となりましたワールドマスターズゲームズ2027関西の大会成功に向け、普及啓発や受入体制の整備を行います。

5. 文化芸術・歴史

(文化芸術活動の推進)

町民が文化芸術に触れる機会を創出するため、豊岡演劇祭2026香美町公演、クラシックコンサートの開催、参加できる体験プログラムなど質の高い事業の展開や、バイオリン、フルートの楽器演奏講座を開設します。

(文化財の保存と活用)

香美町文化財保存活用地域計画に基づき、地域の伝統行事の用具整備や

後継者の育成支援、また、大乘寺障壁画レプリカの作成、沖野神社大ケヤキの保全、寄鯨供養塔の整備を行い指定文化財の環境整備を支援するとともに、第2期香美町文化財保存活用地域計画を策定し、文化、文化財の保護保全に努めます。

暮らしを守るまちづくり（生活基盤・環境）

1. 移住定住

（移住定住の推進）

年々増加している空き家のうち、利用可能な物件については空き家情報登録制度「空き家バンク」により移住・定住希望者への住まいとしての利用の提供を進めます。

さらに、町外からの移住希望者に対し本町の魅力や日常の生活情報を提供するため移住定住支援ウェブサイトのきめ細やかな更新を行います。併せてSNSを活用した情報発信を行うなど、町外からの移住促進に向けた取組を継続して推進します。

（結婚）

町内高校生が人生設計について考えるライフデザインセミナーの開催、結婚等を前向きに考える機会として魅力アップセミナーを継続して実施します。

また、地域内外の若者への交流の場の提供や因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏での結婚対策事業に引き続き取り組みます。

これまでの結婚新生活支援事業から名称が変更されました「結婚・妊娠・共育ての相談機会の提供・支援プログラム補助」により、新婚世帯を対象とした支援講座設け相談の機会を提供するとともに、引っ越しや住居に係る費用の一部を補助することで経済的な負担を軽減します。

（多文化共生）

外国人ホームステイや日本語教室開催に取り組む団体を支援し、外国人の地域社会への理解を深めるとともに多様な人々との交流を深めます。

2. 住環境

（住環境の整備）

老朽化した町営住宅の修繕など計画的な施設管理を行うとともに、町内の管理不全な老朽危険空家の除却を推進し、良好な生活環境を確保するため除却費用の一部を支援します。

(公園の充実)

村岡区の御殿山公園内の案内看板、トイレなどの施設改修を行うとともに、一部の施設を取り壊すとともに、跡地に芝張りなどの整備を行います。

3. 公共インフラ

(道路網の整備)

町民生活の利便性と安全性を確保するため、町内の橋梁の計画的な点検及び修繕工事や生活道路における災害防除工事、損傷の著しい路線の舗装修繕を実施します。また、将来の安定的な除雪体制を確保するための対策に取り組みます。

早期事業化が課題の山陰近畿自動車道の未事業化区間である佐津 I C から（仮称）竹野 I C 間、主要地方道香住村岡線の加鹿野から三谷間（大乗寺 B P II 期）については、引き続き早期の事業着手、完成に向けて要望活動を行います。

さらに、現在事業中である国道 9 号笠波峠除雪拡幅事業についても、残る福岡地内の 0.7 km の早期整備に向けて国の事業推進を支援します。

令和 4 年度に事業着手した小代区内の国道 482 号大谷バイパス II 期工事につきましても、早期開通に向けて県の事業推進を支援します。

(上下水道の整備)

水道施設の計画的・効果的な整備と適切な維持管理を行い、清浄にして安全・安心な水の供給を図るため、水質対策及び老朽施設の更新整備を行います。

また、人口減による収益の減少及び老朽施設の更新経費の増大など、水道事業の経営については、今後も厳しい状況が続くことが見込まれることから、将来へ持続可能な水道インフラを維持していくためにも、水道料金の適正化を図ってまいります。

下水道施設においても適切な維持管理を行い、快適な生活環境の保全と公共用水域の水質保全に努めるとともに、より効率的な下水道事業の構築を図るため、統廃合計画の検討を進めてまいります。

4. 公共交通

(公共交通サービスの充実)

J R 路線の維持に向け、沿線自治体と連携を図り J R との協議を継続して進めます。また、鉄道利用促進助成を継続して実施し、利用促進を図ります。

町民バスの利便性向上のため、路線バスや町民バスでの交通系 I C カード利用が可能となるよう車載器の整備やプラットフォーム整備を行います。

また、タクシー利用助成額を見直すなど各公共交通の利用促進のため、引き続き助成制度による支援を行います。

持続可能なまちづくり（行政経営）

1. 参画・協働

（協働のまちづくりの推進）

町民のコミュニティづくりの場として利用する区、自治会及び自治区の集会所の整備を行います。令和8年度は、境自治会集会所の改築のための設計業務を行います。また、各区集会所改修に対する補助を行い、地域コミュニティの活性化と交流の場の維持に努めます。

大学との連携では、兵庫県立芸術文化観光専門職大学に併設する地域リサーチ&イノベーションセンターと連携を図り、地域課題の解決や地域活性化のため、音声アプリを活用した観光コンテンツを完成するとともにユニバーサルツーリズムに取り組みます。さらに、高校コミュニケーション教育についても継続して実施します。

2. 情報発信・情報共有

（広報・情報発信の充実）

民間事業者の光ケーブル整備により、光サービスの提供が令和8年3月から米地、畑、大梶、三川地区で開始されます。また、令和9年1月には作山、平野など村岡、小代区内9区での光サービスの開始が予定されています。

引き続き、町内の光回線サービス未提供世帯への衛星通信サービス加入費用の一部補助も行い、情報提供環境整備に努めてまいります。

3. 効果的・効率的な行政運営

（デジタル技術の活用）

国が進める「情報システムの標準化・共通化」の早期の移行完了を目指し、取組を進めます。また、DX推進による利便性の向上に努めてまいります。

なお、マイナンバーカードの取得については、継続して通常の受付以外に時間外窓口の開設や休日受付を行うなどの利便性の向上を図ります。

令和8年度もマイナンバーカードの更新手続きに来られた町民のみならず、円滑な取得や更新手続きが行えるよう取り組みます。

（公共施設等マネジメントの推進）

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく進捗管理を着実にを行い、効率的な施設の運営管理を進めるため、用途廃止した施設の有効活用、処分又は解体撤去を実施し、公共施設等マネジメントの推進に継続して取り組みます。

一般会計で展開する主たる施策については、第3次香美町総合計画前期基本計画の項目に沿い、議案資料《1》「令和8年度 一般会計の主要な事業の一覧表」により取りまとめておりますので、後ほどご清覧いただきますようお願いいたします。

今議会には、令和8年度一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算10件のほか、令和7年度補正予算7件、条例案件8件、その他の案件33件、合わせて58件の提案を予定しております。

町民のみなさまが安全・安心な生活が送れるようまちづくりを推進してまいりまいる所存ですので、議員各位には、慎重審議いただきまして、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げ、令和8年度の町政運営に臨む所信といたします。



全編はこちらから



基本理念

「町民憲章」はまちづくりの方向を明らかにし、住民一人ひとりが主体的に関わるための「道しるべ」となるものです。そこで、町民憲章を「まちづくりの基本理念」とします。

香美町町民憲章

山・川・海の美しい自然に恵まれた香美町、わたしたちは、この町に住むことに誇りをもち、より豊かな住みよいまちづくりをめざして、ここに町民憲章を制定します。

- 一、ふるさとを愛し、豊かな自然を育み、希望あふれるまち
- 一、人々が、ここに生まれたこと、生きることを喜び、誇りに思えるまち
- 一、子どもが元気に育ち、年よりがしあわせに暮らせるまち
- 一、若者が多く住み、働く喜びのある豊かなまち
- 一、歴史を学び、伝統を尊び、文化を発展させるまち

まちの将来像

本町が直面している人口減少や超高齢社会の課題の影響を最小限に抑え、本町が持続的に発展し、魅力あるまちであり続けるために、従来から大切にしてきた人と人、人と自然のつながりを重視し、安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいく必要があります。

そして、子どもからお年寄りまで全ての世代が生涯にわたり活躍し、人口が減っても産業を同水準で維持しながら、活気があふれ、ふるさとに誇りと幸せを感じるまちづくりを目指し、まちの将来像を次のとおり定めます。

みんながいきいき、
笑顔あふれるまち 香美町

第3次香美町総合計画

2026(令和8)年3月発行

香美町 企画課

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870 番地の1

TEL 0796-36-1962 FAX 0796-36-3809



第3次香美町総合計画を策定しました

みんながいきいき、
笑顔あふれるまち 香美町



第3次香美町総合計画

The 3rd Kami Town General Plan

概要版

	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度	2031 (令和13) 年度	2032 (令和14) 年度	2033 (令和15) 年度	2034 (令和16) 年度	2035 (令和17) 年度
基本構想	10年間									
基本計画 (重点施策)	前期5年間					後期5年間				
基本計画 (分野別計画)	前期5年間					後期5年間				

基本方針及び経営方針

基本方針

まちの将来像の実現を目指して、まちづくりにおける5つの分野別基本方針を掲げ、具体的な施策の展開を図ります。

経営方針

5つの分野別基本方針の実現のため、進めていく経営方針を掲げ、推進していきます。

基本方針

01 地域経済

- 観光・交流
- 商工業
- 農林業
- 漁業・水産加工業

次世代に
つなげる
豊かな経済



基本方針

02 生活安全

- 防災
- 交通安全・防犯
- 消費生活
- 人権・男女共同参画

暮らしの
安全と安心



基本方針

03 健康・福祉

- 健康・医療
- 福祉

支えあう
地域づくり



基本方針

04 子育て・教育・学習

- 子ども・子育て
- 学校教育
- 生涯学習
- スポーツ
- 文化芸術・歴史

充実した
子育て環境を



基本方針

05 生活基盤・環境

- 移住定住
- 住環境
- 公共インフラ
- 公共交通
- 環境衛生
- 環境保全

住みやすい
まちづくり



経営方針

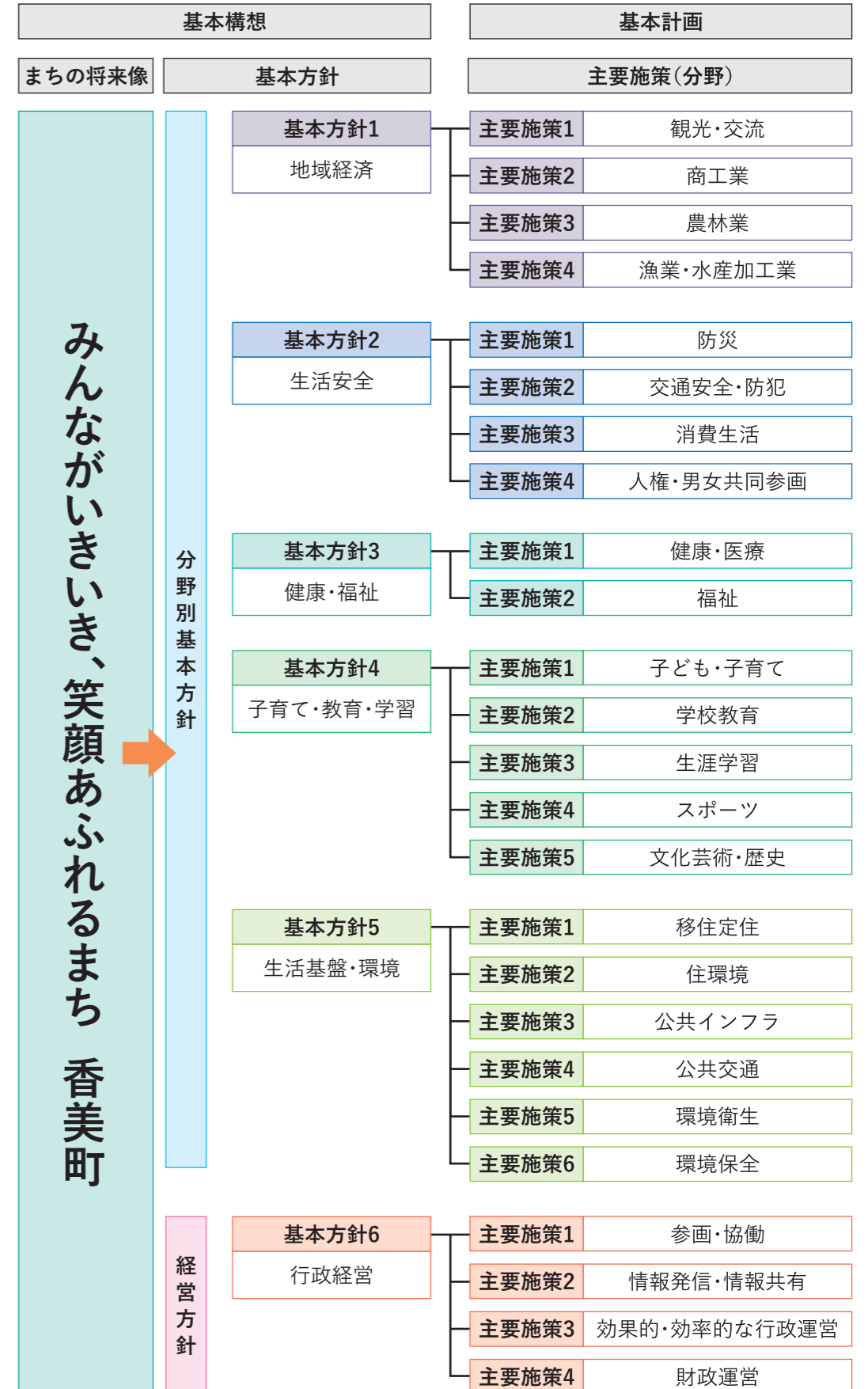
06 行政経営

- 参画・協働
- 情報発信・情報共有
- 効果的・効率的な行政運営
- 財政運営

安定した
まちの将来



基本計画(分野別計画)の体系





香美町職員

育成・成長

ガイドライン

～自ら学び、共に成長する～

目 次

第1章 ガイドラインの基本的な考え方 1

- 1 改定の経緯
- 2 ガイドラインの基本的な考え方と計画期間

第2章 第3次香美町総合計画の実現に向けて 2

- 1 香美町役場と香美町職員の役割
- 2 目指す組織像と職員像
- 3 職位ごとの基本的な役割

第3章 自ら学び、共に成長するための取組 5

- 1 職員意識調査の実施
- 2 働きやすい職場づくり
- 3 ストレスチェックの実施とメンタルヘルスケア
- 4 人事異動の基本的な考え方
- 5 キャリアデザイン
- 6 人事評価制度
- 7 職員研修計画
- 8 エルダー制度
- 9 コンプライアンス意識の醸成
- 10 デジタル人材の確保・育成



第1章 ガイドラインの基本的な考え方

1 改定の経緯

平成20年3月に「香美町人材育成基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、17年が経過するなか、近年の職員数確保が困難な状況や、新たな人事評価制度の構築、組織の見直しや職員研修の在り方等の喫緊の課題に対応するため、基本方針を改定することとしました。

改定にあたり、すべての職員が自分事として捉えることができるよう、基本方針改定のための委員会を設置しました。委員会は、将来の香美町役場（以下「役場」という。）を担う世代の意見を反映させるために45歳以下の香美町職員（以下「職員」という。）で構成し、この委員会による協議の結果、基本方針の名称は「香美町職員育成・成長ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）と新たにし、定めることとなりました。

2 ガイドラインの基本的な考え方と計画期間

ガイドラインは、第3次香美町総合計画の「まちの将来像」の実現に向けて、【目指す組織像】と【目指す職員像】を掲げ、役場と職員が自ら学び、共に成長するための取組や職場環境づくりを推進するための指針となるものです。

第3次香美町総合計画「まちの将来像」

みんながいきいき、笑顔あふれるまち 香美町

計画期間は、第3次香美町総合計画の前期基本計画に合わせて、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

年度	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
総合計画 (基本構想)	10年									
総合計画 (基本計画)	前期5年					後期5年				
ガイドライン	5年					5年				



第2章 第3次香美町総合計画の実現に向けて

1 香美町役場と香美町職員の役割

役場は、地方自治法第1条の2及び第2条第14項に規定されているとおり、【市民の福祉の増進】を図ることを基本として、自主的かつ総合的な視点をもって本町の行政を担うとともに、【最少の経費で最大の効果】を挙げなければなりません。

また、職員は、地方公務員法第30条に規定されているとおり、【全体の奉仕者として公共の利益のために勤務】するとともに、【全力をもって職務を遂行】する必要があります。職員は入職時に、同法第31条に基づき制定された「香美町職員のサービスの宣誓に関する条例」に定める宣誓書に署名を行い、【公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務の自覚】及び【誠実かつ公正な職務の執行】を誓います。

地方自治法

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第2条第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方公務員法

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

香美町職員のサービスの宣誓に関する条例

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。



宣誓書

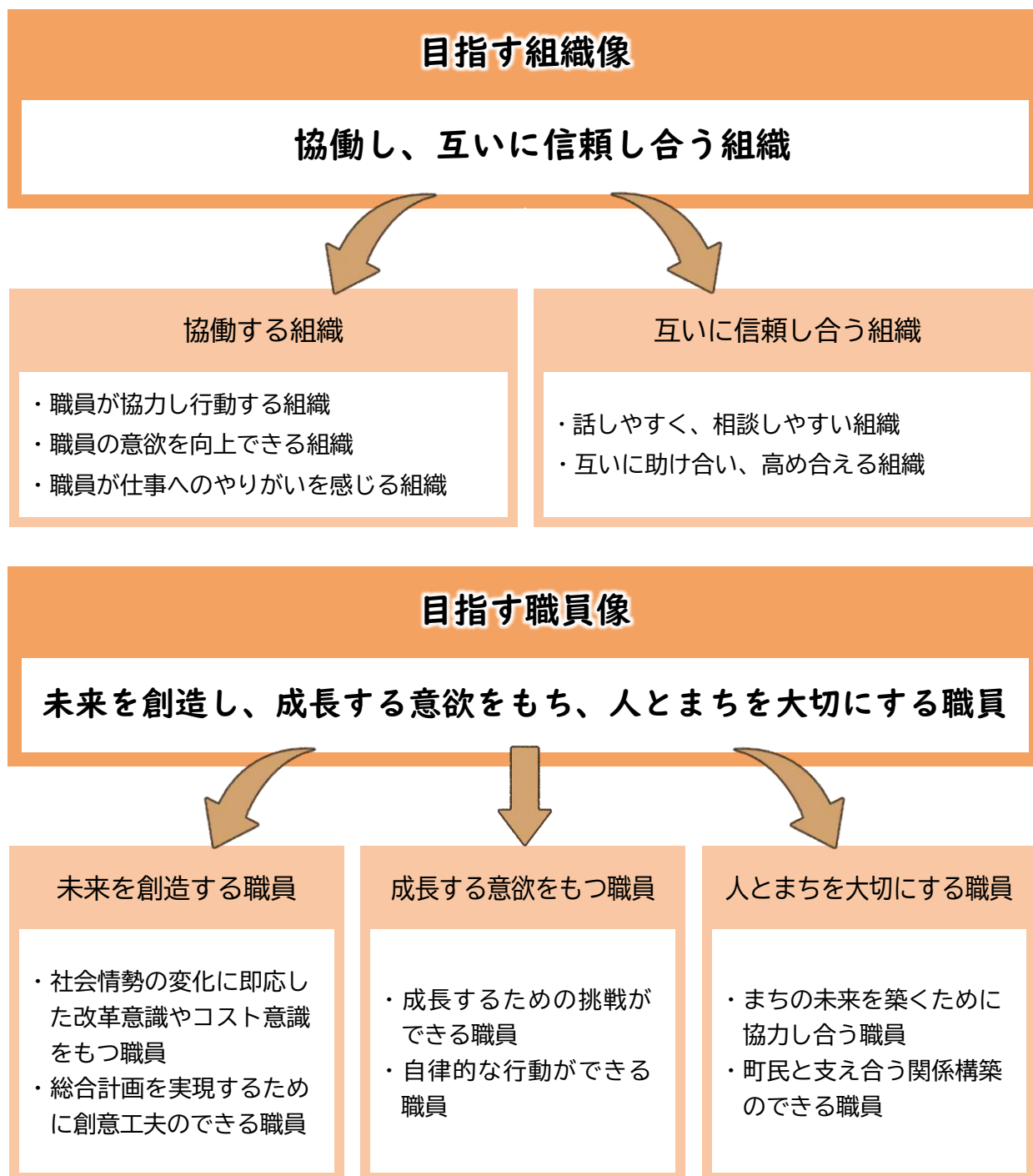
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。



2 目指す組織像と職員像

第3次香美町総合計画の「まちの将来像」の実現に向けて、【目指す組織像】と【目指す職員像】を次のとおり掲げます。



3 職位ごとの基本的な役割

職員は、組織の中で求められる職位ごとの「基本的な役割」を自覚して行動するとともに、職員全体が一丸となって取り組むことで、組織力の更なる向上を図ります。

職位	基本的な役割
課長	<ul style="list-style-type: none">・ 経営者意識を持ち、町政の効果を最大限に引き出す責任をもつ・ 課員と協力し、職場内の心理的安全性※を高めるとともに、風通しの良い職場づくりを担う
副課長	<ul style="list-style-type: none">・ 課長を補佐し、課内外の調整を図る・ 課員と協力し、総合計画及び組織目標の達成に取り組む
総括係長	<ul style="list-style-type: none">・ 副課長を補佐し、係の総括責任者として業務を行う・ 係員と協力し、事務の進行管理や職場環境づくりを担う
係長	<ul style="list-style-type: none">・ 総括係長を補佐し、係の責任者として業務を行う・ 係員と協力し、事務の進行管理や後輩の育成を担う
専門官 (役職定年者)	<ul style="list-style-type: none">・ 後輩職員の育成、知識及び技術の継承を行う・ 係員と協力し、専門的な事務を処理する
主査	<ul style="list-style-type: none">・ 上司の命を受け、難易度の高い業務をこなす・ 係員と協力し、係長を補佐するリーダー役を担う
主任	<ul style="list-style-type: none">・ 上司の命を受け、幅広い知識を習得する・ 係員と協力し、困難な業務の中心的役割を担う
主事	<ul style="list-style-type: none">・ 上司の命を受け、基本的知識を習得する・ 係員と協力し、正確に業務を行う
技能労務職員	<ul style="list-style-type: none">・ 上司の命を受け、専門的な知識や高度な技能を習得する・ 係員と協力し、安全かつ円滑な業務を遂行する
会計年度 任用職員	<ul style="list-style-type: none">・ 係員と協力し、充てられた職務を確実に遂行する

※心理的安全性…自分の考えや気持ちを誰に対しても安心して発言できる環境や雰囲気のこと



第3章 自ら学び、共に成長するための取組

1 職員意識調査の実施

それぞれの業務や組織に対する職員の意識について、アンケート形式で調査を実施し、点数による可視化を行います。毎年度実施することにより、職員自身が定期的に現状を把握するとともに、職場環境の改善や職員のやる気・モチベーションの向上につなげます。

<令和7年9月実施の職員意識調査結果より抜粋>

点数の高い項目		順位	点数の低い項目	
私は、町民サービスを大切にしている	4.34点	1	私の部署は、適正な人員配置がされている	2.68点
私は、公務員倫理と公正性を遵守している	4.30点	2	香美町役場は、職員のキャリア形成につながる異動や配置を行っている	2.68点
私は、町民に信頼される職員になりたい	4.25点	3	私は、キャリアの目標があり、その達成に向けて努力している	2.70点
私の部署は、私に対して公平公正な態度で接してくれる	4.09点	4	私は、人事評価が私の人材育成につながっていると思う	2.79点
私は、組織で信頼される職員になりたい	4.07点	5	私は、香美町役場を家族や友人に働きがいのある職場として推薦したい	2.85点

※調査方法や全項目の点数等については11ページに掲載

2 働きやすい職場づくり

お互いを信頼し合える風通しのよい職場づくりのため、職員同士のコミュニケーションの活性化を図り、職場内の心理的安全性を高めます。

ハラスメントの防止に取り組むほか、育児や介護、地域活動等の様々なライフステージに応じた多様な働き方ができるように、互いに協力し合うとともに、休暇等の制度が利用しやすい環境を整え、ワークライフバランスのとれた誰もが働きやすい職場を目指します。



3 ストレスチェックの実施とメンタルヘルスケア

職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、労働安全衛生法に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を健康診断と同時期に実施します。また、ストレスや不安を感じる時期や季節は個々で異なることから、厚生労働省の「職業性ストレス簡易調査票フィードバックプログラム」に基づいて制作された「5分でできる職場のストレスセルフチェック」を活用したストレスチェックを定期的実施します。



ストレスチェックで高ストレスと判定された職員に対しては、産業医による面接指導を受ける機会を設けるほか、判定結果を問わず日々のストレスや悩み等を打ち明けることができる場として、公認心理師による「こころの相談会」を開催する等、メンタルヘルス対策に努めます。

4 人事異動の基本的な考え方

人事異動は、「適材適所」、「職員の能力開発・キャリア形成支援」及び「組織力強化」の3つの柱を基礎とし、単なる配置転換ではなく、職員の成長と組織の活性化を目的として実施します。異動の検討にあたっては、「勤務等に関する調査」及び「人事評価制度」による評価結果を基準の一つとします。

職員数が減少しても住民サービスを維持できるような、将来を見据えた人事戦略が非常に重要であるため、主査級以下の職員は、公務員としての幅広い知識とスキルを身に付けるため、3～4年の期間で人事異動を行い、可能な限り複数の部署を経験することを基本とします。係長級以上の職員は、幹部職員育成のため、特定の専門分野のスペシャリストとして活かすことのできる配置を基本とします。

柱1	柱2	柱3
適材適所	職員の能力開発・ キャリア形成支援	組織力強化
職員のスキルや経験、適性を見極め、最も力を発揮できる部署へ配置する →本人の希望だけでなく、組織としての考え方も十分に加味して、双方が納得できる配置を目指す		職員が働きがいを感じ、エンゲージメント※を高める配置を行う →コミュニケーションを活性化させ風通しの良い職場環境を整えることを目指すとともに、離職率の低下を図る

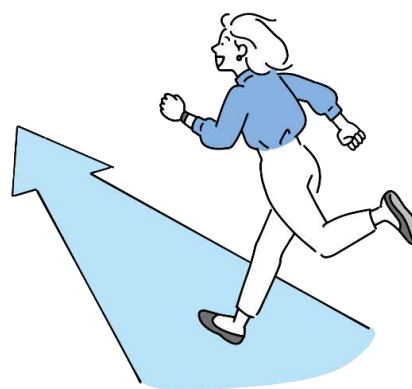
※エンゲージメント…組織への愛着や意欲のこと



5 キャリアデザイン

自治体職員のキャリア形成については、人事異動等の外部要因の影響が大きいため、綿密な目標を持ちにくいという現状があります。そのため、キャリアデザインについては、「現状を自分がどう捉え、どう歩めば自分にも組織にも良い結果となるか」を重視します。

「こんな働き方、生き方をしている自分が心地よい」と思える将来像をイメージし、まずどう行動すべきかを「自分事として」考える職員を育成します。



<キャリア形成に向けた取組>

職員	組織
自ら学ぶ意欲をもつ	共に成長する環境を整備する
<ul style="list-style-type: none"> ・【Will (やりたいこと)】、【Can (できること・強み)】、【Must (自分の役割)】に分けて整理し、目指すべき方向性を明確にする →Will…希望、目標、ビジョン、なりたい自分等 →Can …能力、知識、資格、スキル、経験値等 →Must…課せられた役割、責任等 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の3つの柱を軸とした「勤務等に関する調査」を実施し、職員の職務への適性等を把握する ・人事評価を実施する ・職員研修を実施する ・エルダー制度を実施する

「勤務等に関する調査」の3つの柱

柱1	柱2	柱3
自分のキャリアについて考える機会	組織内の部署の仕事について知る機会	他者の評価による想定外の経験へのきっかけ
これまで携わった仕事や経験、関心の分野を振り返り、希望する異動先との親和性等を伝えるために自分の関心やスキルについて整理する	異動を希望する場合、希望する異動先の部署がどのような仕事をしているか知る機会となるが、希望する異動先へ異動ができなかった場合も組織内の部署がどのような仕事をしているのか知ることは、日々の業務においても有効である	希望する異動先へ異動できない場合もあるが、それは組織が有効に機能する人員配置の実現のためであり、組織力強化とその部署で活躍してほしいという期待の表れである



6 人事評価制度

人事評価制度は、職員の能力や実績等を的確に把握して公務能率の一層の増進を図っていくための基礎となるものです。人事評価により、適材適所となる人事配置やメリハリのある給与処遇の実現を目指し、業務遂行意欲の向上を図ります。

また、現行の人事評価は、期首に設定した業務目標の達成度に基づく評価（業績評価）に偏っているため、業績評価だけでなく、日々の業務における行動や着眼点に基づく評価（能力評価）も重視する「新たな人事評価制度」の構築を目指します。

人事評価によって個々の強み・弱みを把握することが、それぞれの能力開発を促すきっかけとなるほか、評価の過程における職員間のコミュニケーションを通じて、組織内の意識の共有化や組織パフォーマンスの向上が期待できます。

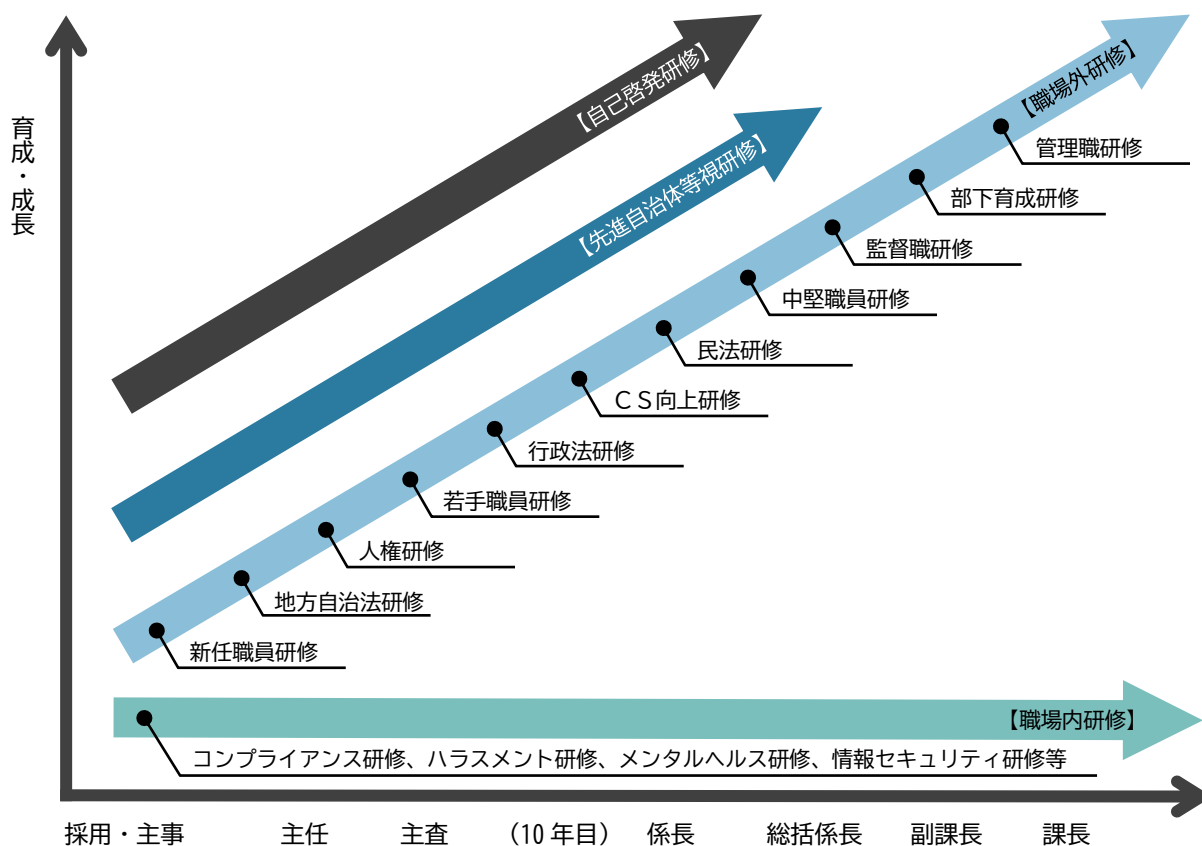
実施月	人事評価の流れ
4月	<ul style="list-style-type: none">人事異動、事務分担の決定組織目標の設定（課長級）、周知
5月	<ul style="list-style-type: none">業務目標の設定、事務事業執行管理表の作成期首面談の実施 1次評価者は、被評価者の強み・弱みを把握し、評価又は指導等を行い、職員の能力開発へつなげる
6月 ～ 9月	<ul style="list-style-type: none">期首面談を踏まえた業務の遂行事務事業の執行管理人事評価者研修の実施
10月	<ul style="list-style-type: none">期首に設定した業務目標について、9月末までの業務の進捗状況や課題・問題点及び年度末までの達成見込みを報告中間面談の実施 1次評価者は、被評価者の業務遂行状況等を把握し、人材育成のためのコミュニケーションを図り、必要な助言・指導を行う
11月 ～ 12月	<ul style="list-style-type: none">中間面談を踏まえた業務の遂行事務事業の執行管理
1月	<ul style="list-style-type: none">能力評価の自己申告業績評価（期首に設定した業務目標の年度末の見込み）の自己申告
2月	<ul style="list-style-type: none">期末面談の実施 1次評価者は、能力評価及び業績評価について、目標の達成状況を確認のうえ、被評価者と意見交換を行い、1次評価を決定する 2次評価者は、1次評価者と意見交換を行い、人事評価を確定し、被評価者へ開示する



7 職員研修計画

自ら学び、共に成長できる職員を育成するため、「香美町職員研修計画」を定め、次の4つの柱に分類した職員研修を実施します。

📍柱1	📍柱2	📍柱3	📍柱4
職場内研修	職場外研修	先進自治体等視察研修	自己啓発研修
職員として必要な知識やスキルと習得するとともに、公務員として遵守すべき行動等を認識し、職員の資質、能力等を高める	採用年数に応じた研修及び階層別研修を中心に、職務の遂行に必要な知識を習得するとともに、近隣自治体の職員との交流を図り、職員全体のレベルアップを目指す	社会情勢の変化や住民ニーズに対応できる職員を育成するため、先進自治体等の取組について調査・研究を行い、職員の視野拡大と知識向上を図る	自己研鑽や職場における業務改善等を図るため、課題解決の実践力やパソコン技能の向上を支援する



8 エルダー制度

新規採用職員それぞれに対してエルダー（先輩職員）を選任し、職員としてスタートラインに立つ新規採用職員がスムーズに業務に取り組めるよう、指導や助言を行うことで組織の活性化を図ります。

さらに、エルダーは、自らの経験を活かして柔軟に後輩職員を育成する能力の向上を図るとともに、新規採用職員と管理・監督職とをつなぐ中堅的な役割を担うことを目指します。

「人を育てる」だけでなく「人を育てることによって自らも成長する」という連鎖が組織全体に広まることをねらいとし、この制度を実施します。



9 コンプライアンス意識の醸成

コンプライアンス意識を醸成させ、より一層信頼される組織づくりを目指します。

コンプライアンスの基本は、すべての職員それぞれが日々心がけること、また、適切な事務執行がなされているかを常に意識することです。「香美町コンプライアンス推進計画」及び「香美町職員コンプライアンス行動指針」を定め、職員の意識向上に努めるとともに、組織として不祥事を発生させない・できない体制づくりに取り組みます。

また、公務外においても不祥事の発生を防ぐため、組織として必要な対策を行います。

10 デジタル人材の確保・育成

デジタル人材の確保・育成を本町のDX推進計画における重要課題の一つと位置付け、以下の方針に基づいて取組を推進します。

(1) 多様な手法による人材確保

外部人材の活用、県との連携、民間企業との協働など、多様な手法により必要な人材を確保します。

(2) 既存リソースを活用した効率的な育成

国・県や外部機関が提供する研修プログラムを積極的に活用し、職層・役割に応じた育成を効率的に実施します。

(3) 重点人材への実践機会の提供

生成AI等の先進的なデジタル技術に関する研修を実施し、情報化推進委員やDXへの関心が高い職員等の自主的な学習を支援します。



令和7年9月実施の職員意識調査結果（全項目）

実施期間	令和7年9月5日から19日まで			
回答対象者	正規職員			
回答者数	158人			
回答方法	各項目に対して、右の5つの選択肢により回答。選択肢ごとに割り当てた点数と回答人数から、項目ごとの点数を5点満点で算出 (点数が大きいほど満足度が高い)	選択肢		
		とてもそう思う	5点	
		どちらかといえばそう思う	4点	
		どちらともいえない	3点	
		どちらかといえばそう思わない	2点	
全くそう思わない	1点			
回答項目の分類	各項目は右のA～Eに分類する (区分単位で算出した点数は右のとおり) ※以下グラフ上は各項目の冒頭にアルファベットで示す	項目の区分		
		A	組織への信頼、誇り	3.71点
		B	職場環境、コミュニケーション	3.73点
		C	成長機会、人材育成	3.39点
		D	働きがい、モチベーション	3.59点
E	給与、処遇	3.17点		

(単位：点)

項目	スコア
1	4.34
2	4.30
3	3.49
4	3.70
5	3.85
6	4.03
7	3.42
8	3.77
9	2.85
10	3.39
11	3.75
12	3.94
13	4.09
14	2.68
15	3.92
16	4.01
17	3.80
18	3.95
19	3.52
20	3.59
21	3.52
22	3.41
23	3.03
24	3.53
25	3.11
26	3.96
27	3.65
28	3.61
29	2.79
30	3.28
31	3.63
32	3.84
33	4.03
34	3.09
35	3.56
36	3.46
37	2.70
38	3.30
39	4.07
40	4.25
41	3.27
42	2.94
43	3.46
44	3.03
45	3.63
46	2.91
47	3.28
48	3.30
49	3.15
50	2.68

- [A]私は、香美町役場で働いていることを誇りに思う
- [A]私は、公務員倫理と公正性を遵守している
- [A]私は、町民サービスを大切にしている
- [A]私は、香美町のまちの将来像とまちづくりの方向性を理解している
- [A]私の業務は、町の計画（総合計画や総合戦略）と関連していると理解している
- [A]私の業務は、町民や地域、組織などに貢献していると思う
- [A]私は、自分の業務の成果が上司や同僚から認められていると思う
- [A]私は、町民や職員からの感謝が仕事のやりがいになっている
- [A]私は、香美町役場を家族や友人に働きがいのある職場として推薦したい
- [A]私は、これからも香美町役場で働き続けたいと考えている
- [B]私の部署は、組織目標を共有し、達成に向けて協力している
- [B]私の部署は、私の意見や提案を傾聴し、検討してくれる
- [B]私の部署は、私に対して公平公正な態度で接してくれる
- [B]私の部署は、適正な人員配置がされている
- [B]私の部署は、人間関係が良好である
- [B]私の部署は、協力し合う雰囲気がある
- [B]私の部署は、安心して働ける雰囲気がある
- [B]私の部署は、ハラスメントに適切に対応している
- [B]私の部署は、休暇が取得しやすい
- [B]私の部署は、業務を行う場所や設備が安全で快適である
- [C]私は、職員研修計画の取組を理解している
- [C]私は、職員研修の内容が業務に役立っている
- [C]私は、キャリアアップのための職員研修に参加している
- [C]私は、必要な知識や技術を学ぶ機会が与えられている
- [C]私は、自分の将来のキャリアに向けて成長していると思う
- [C]私は、自分の業務に関する必要な知識や技術を得ようとしている
- [C]私は、自分の職務経験は将来的に役立つと思う
- [C]私は、人事評価制度の仕組みを理解している
- [C]私は、人事評価が私の人材育成につながっていると思う
- [C]私は、自己啓発の努力をしている
- [D]私は、毎日の業務に前向きに取り組んでいる
- [D]私は、業務の進め方を工夫し、改善している
- [D]私は、困難な業務に対しても最後まで取り組もうと心がけている
- [D]私の業務は、勤務時間におおむね処理できる範囲である
- [D]私の業務は、やりがいがある
- [D]私は、完了した業務に対して達成感を感じる事が多い
- [D]私は、キャリアの目標があり、その達成に向けて努力している
- [D]私は、仕事と私生活のバランスが取れている
- [D]私は、組織で信頼される職員になりたい
- [D]私は、町民に信頼される職員になりたい
- [E]私の給与は、役職や業務内容に見合っている
- [E]私の給与は、他の自治体と同規模組織と比べて妥当である
- [E]私の人事評価は、公平かつ客観的に行われていると思う
- [E]香美町役場は、給与体系や昇給の仕組みが公平で分かりやすい
- [E]香美町役場は、福利厚生（保険、休暇制度など）が充実している
- [E]香美町役場は、心身の健康を維持できる勤務環境である
- [E]香美町役場は、男女平等な働き方のできる環境である
- [E]香美町役場は、育児や介護がしやすい環境である
- [E]香美町役場は、ハラスメント防止の意識・仕組みが機能している
- [E]香美町役場は、職員のキャリア形成につながる異動や配置を行っている



香美町人材育成基本方針改定委員名簿（敬称略）

氏名	所属	備考
安井 智士	上下水道課	委員長
陣在 崇志	観光商工課	副委員長
大西 珠代	健康課	
前中 彩子	上下水道課	
今井 和希	農林水産課	
宮本 彩加	健康課	
西谷 勇祐	福祉課	
松井 一星	企画課	
岡田 哲弥	財政課	
村尾 佳恵	企画課	

香美町人材育成基本方針改定委員会の開催状況

日程	内容	備考
令和7年 5月13日	第1回改定委員会	
6月26日	職員研修	57人参加
7月29日	第2回改定委員会	
9月 5日 ～19日	職員意識調査の実施	158人回答
10月16日	第3回改定委員会	
11月21日	第4回改定委員会	
12月25日	第5回改定委員会	
令和8年 1月28日 ～29日	先進自治体等視察研修	静岡県藤枝市 委員3人、事務局1人参加
2月19日	第6回改定委員会	



香美町役場で、働こう。



令和8年度

香美町職員採用候補者試験案内

【第1回】

町では、香美町職員育成・成長ガイドラインに基づき、第3次香美町総合計画の「まちの将来像」の実現に向けて、自ら学び、共に成長する人材を求めています。

【目指す組織像】	協働し、互いに信頼し合う組織
【目指す職員像】	未来を創造し、成長する意欲をもち、人とまちを大切にする職員

第1次試験日	令和8年7月12日（日）
試験会場	香美町役場
受付期間	令和8年5月1日（金）～5月22日（金）
採用予定日	令和8年10月1日又は令和9年4月1日
お問い合わせ先	香美町 総務課 人材育成推進室 〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870-1 電話 0796-36-1111 e-mail jinji@town.mikata-kami.lg.jp

1 試験職種/採用予定人員/職務内容/受験資格

受験申込は、次の試験職種のうち1つに限り受け付けます。

受験は、同一職種について同一年度に1回限りです。

職 種	採用予定人員	職務内容	受験資格
土 木 職 (初級職)	若干人	建設課、上下水道課などに配属され、道路や水道施設などの工事の設計、施工管理などの業務に従事します。	平成12年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業した人
土 木 職 (社会人経験者)			昭和56年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業した人 令和9年3月31日時点で、民間企業等で土木に関連する実務経験が3年以上ある人
土 木 職 (行政経験者)			昭和56年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業した人 令和9年3月31日時点で、国家公務員又は地方公務員の土木職の正規職員として職務経験が3年以上ある人
保 健 師 (初級職)	若干人	本庁・地域局などで母子から高齢者まで生涯にわたり、地域に根差した保健師活動に従事します。予防的介入に重点を置いた体制づくりを目指しています。	平成12年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人又は令和9年3月31日までに実施される国家試験で保健師の免許を取得見込みの人
保 健 師 (社会人経験者)			昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、保健師の免許を有する人 令和9年3月31日時点で、民間企業等で保健師に関連する実務経験が3年以上ある人
保 健 師 (行政経験者)			昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、保健師の免許を有する人 令和9年3月31日時点で、国家公務員又は地方公務員の保健師の正規職員として職務経験が3年以上ある人
技能労務職 (水道施設管理)	1人	上下水道課に配属され、水道施設の管理業務に従事します。	昭和56年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業した人 令和9年3月31日時点で、民間企業等で水道施設管理に関連する実務経験が5年以上ある人

※1 受験資格の免許、資格等を取得見込みの人は、資格等を取得できなかった場合には、試験に合格しても採用される資格を失います。

※2 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくな

るまでの者

- ② 香美町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④ こども性暴力防止法（令和8年12月25日施行）に基づく特定性犯罪前科がある者

2 受験手続

(1) 試験案内等の交付（5月1日（金）から、次の①～③のいずれか）

① 窓口

香美町役場

総務課 人材育成推進室 〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870番地の1

村岡地域局 地域生活係 〒667-1392 兵庫県美方郡香美町村岡区村岡390番地の1

小代地域局 地域生活係 〒667-1503 兵庫県美方郡香美町小代区大谷563番地の1

② 郵送

郵便で請求する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信封筒（角2号封筒）を同封し、香美町総務課人材育成推進室（住所等は7問い合わせ先に記載）へ請求してください。

③ ホームページ

香美町ホームページの「令和8年度香美町職員採用候補者試験【第1回】のご案内」のサイトにて試験案内等をダウンロードしてください。

(2) 受験申込方法（次の①、②のいずれか）※窓口受付、郵送受付は行いません

① 専用サイト

香美町ホームページの「令和8年度香美町職員採用候補者試験【第1回】のご案内」の専用サイト（パブリックコネクト）から申し込みしてください。

受験票は専用サイト（パブリックコネクト）のマイページからダウンロードし、A4用紙にプリントアウトのうえ、第1次試験の受付時にご提出ください。

② 二次元コード

次の二次元コードを読み取り、専用サイト（パブリックコネクト）から申し込みしてください。

受験票は専用サイト（パブリックコネクト）のマイページからダウンロードし、A4用紙にプリントアウトのうえ、第1次試験の受付時にご提出ください。



※専用サイト（パブリックコネクト）の登録が必要です。事前に登録されることをおすすめします。

※jinji@town.mikata-kami.lg.jp 及び info@public-connect.jp のメールが受信できるよう設定しておいてください。

(3) 受験申込受付期間

令和8年5月1日（金）から5月22日（金）まで

5月22日（金）までに着信したものに限り受け付けします。

3 第1次試験

(1) 試験の日時、会場及び試験結果の通知

職種	試験日時	試験会場	試験結果の通知
土木職 (初級職)	7月12日(日) 午前10時開始 受付：午前9時10分から 午前9時40分まで	香美町役場 (香美町香住区香住870-1)	7月31日(金) までに、受験者全員 に郵送で通知しま す。※予定
上記以外	7月12日(日) 午後0時30分開始 受付：午前11時45分から 午後0時15分まで		

※試験終了予定時間は、午後4時ごろの予定です。

(2) 試験の種目及び内容

ア 土木職(初級職)

試験種目	内 容
教養試験 (90分)	高等学校卒業程度以上を目安に、時事、社会・人文、自然に関する一般知識 (20題) 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力(20題) 40題
作文試験 (90分)	主として公務員として必要な作文能力についての試験
SPI 3 (総合能力試験) (約90分)	能力検査と性格検査 ※時間は説明時間含む 能力検査は、語や文章の理解力、数量処理の力や論理的な思考力等

イ 土木職(社会人経験者)、土木職(行政経験者)、 保健師(初級職)、保健師(社会人経験者)、保健師(行政経験者)、 技能労務職(水道施設管理)

試験種目	内 容
作文試験 (90分)	土木職(初級職)と同じ
SPI 3 (総合能力試験) (約90分)	土木職(初級職)と同じ

4 第2次試験(予定)・・・第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行います

(1) 試験の種目、内容、試験日及び会場

ア 全職種

試験種目	内 容	試験日(予定)	試験会場
グループ討議	5人程度のグループで実施します。与えられた課題に関し、各自が意見を発表し議論するもので、論理的表現力、協調性等について、試験を行います。	8月23日(日)	香美町役場
個別面接試験	1人あたり20分～25分程度で、態度、積極性、社会性等について、試験を行います。		

※グループ討議は、職種を混合したグループで実施する予定です。

(2) 提出書類

第1次試験合格者は、次の書類を第2次試験受験時に提出していただきます。

- ① 最終学歴の卒業(見込)証明書
- ② 保健師の受験者は、1の受験資格に定める各試験職種の資格を証明する書類の写し又は資格取得見込証明書

(3) 試験結果の通知(予定)

令和8年9月4日(金)までに、第2次試験受験者全員に郵送で通知します。

5 合格発表から採用までの経路

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、その内からさらに採用者が決定されます。
- (2) 採用は、令和8年10月1日または令和9年4月1日を予定しています。
- (3) 採用候補者名簿は、確定の日から令和10年3月31日まで有効ですが、すべての合格者が採用されるとは限りません。
- (4) 受験資格がないことが判明した場合、又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

6 給与

(1) 初任給（月額）の目安（令和8年4月1日現在の規定に基づく）

① 土木職（高等学校卒業者 ※学生1年経験）	206,700円
② 保健師（大学卒業者）	225,600円
③ 土木職（社会人経験者）、保健師（社会人経験者）※想定35歳	280,300円
④ 土木職（行政経験者）、保健師（行政経験者） ※想定35歳	288,200円
⑤ 技能労務職（水道施設管理） ※想定35歳	271,900円

※民間企業等で職務経験がある場合、条例等の定めるところにより、学歴、前歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定等によって変わることがあります。

※技能労務職の初任給の基準は、41歳以上は同額です。

(2) 昇給

通常の場合、年1回（1月1日）昇給します。

(3) 諸手当

扶養手当、地域手当、通勤手当、期末・勤勉手当（4.65か月※ただし、初年度は在職期間を乗じた額）、時間外勤務手当などがそれぞれの規定によって支給されます。

7 問い合わせ先・・・受験手続その他のお問い合わせ等は、下記へ行ってください

香美町役場 総務課 人材育成推進室

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1

電話 0796-36-1111（内線483）

FAX 0796-36-3809

MAIL jinji@town.mikata-kami.lg.jp

香美町ホームページURL <http://www.town.mikata-kami.lg.jp>

《採用試験案内配布場所》

香美町役場

総務課 人材育成推進室	〒669-6592	兵庫県美方郡香美町香住区香住870番地の1
村岡地域局 地域生活係	〒667-1392	兵庫県美方郡香美町村岡区村岡390番地の1
小代地域局 地域生活係	〒667-1503	兵庫県美方郡香美町小代区大谷563番地の1